

商品名等 (電気用品名等)	熱風発生器
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 様々な物品を乾燥、加熱するための汎用の熱風発生器である。</p> <p>構造、仕様、意匠 ファン、ヒーター等により構成される。 単独で使用できるもの、機械器具の熱源として製造設備に組み込まれて使用されるものがある。 温度制御装置には内蔵式のものと同外付け式のものがある。 熱風温度：350 ～ 800 定格：単相100V及び200V、50/60Hz、1～20kW。</p> <p>主な使用者、販売先 店舗、農場、機械器具製造事業者等。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「電気温風機」として取り扱う。ただし、製造設備に組み込まれて使用されるものは「非対象」として取り扱う。</p> <p>なお、電安法施行令において「電気温風機」は、定格消費電力5kW以下の電熱装置を有するものに限定されている。</p> <p>(理由) 乾燥、加熱等多くの用途に使用できる機械器具であることから、用途が限定されない電気温風機として取り扱うことが妥当であると判断する。</p>	

(参考図)

